朱子社倉法

附 銀札社倉法 全

862
52

土屋氏

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』 請求記号 862-52

ガラス使用

宝暦十三年癸未 多田源侯維則
多田東渓名い儀字い儀則 維則 通称八郎 京人
初三宅尚齋ニ学ビ 後ニ室鳩巣ニ従フ 又和秋田
侯ニ尊信ヒラシしが 後ニ館林侯ニ仕ヘテ侍讀タリ
郡宰ヲ兼ネテ治蹟アリ 明和元年八月没 年六十三

右據先哲叢談續篇巻九

862-52

社倉法大意

近年歩積法抔のやうな
きよと若むこれいそよる
旦に信ぜ善かるゆきも
のそうのすくかれい一旦
八風死のすかるまー
すくいんこせい府庫
君羽をも公私の費多

蓬左文庫
王屋氏藏書

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』　請求記号 862-52
ガラス使用

ハなる志のうへ天下國家をハんぬる
又殺しかも加るまじきハ
備となす（き事弁一の
民の産を制するの事三十年耕して十年の畜へ
をかせう一年のたくハへもかまい國そふいそと
いつて竟に九年の水湯か三年の旱のわか天地の
変ハ君ともぬれのふ
をかして商賈の道とそ
の事かしなこへ家か兵

冬の備をそふへぬわい事
事かまふ己こ暴君の世か
ても義俠ふ民を虐すれ
己こ只其備のわい徳禹湯かわらすとい
代の澤を蒙る者そうし
ける者とふ民ハ禁討ち虐政ふ苦しむ
孟子竟舜の道と仁政
活する事ハうへそうへ
ハらへの備をおすハ上

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』 請求記号 862-52
ガラス使用

て民を救ふ次第を開て陳ふる
其死とすることもしまれたる時ふのうて開を救ふ
ことかくふ有（くふ程ふ服薬の従者（ふ合の出
若初を平四の費つふ略し（うて或話士の考家
時ふのうて箱と引ふ（まふも持る家か（修ふ
のみて弊を作る斗の事ふ（ふ人
ふにあらふの価を設ふ事ふ書うまに似て志
てにあれいう（つく易き而あう支時を失（ふ文意

かき事のう家の藁斛うに
に一毫の益かき事ふ進うつる数ことう合而
して王制の三年耕して一年の蓄を存するの法ふ
まとう行こめう（唐かてに漢以来ふ主宗
をれて時ふうて法を立てる人（もう（階の開皇年
中に義倉ふ立こと至こうう家の世又を執ふ
うる人多（また時異ふ地殊かれふ常法とか（
めう（ひう朱子の社倉ふ立ふのこ志ふて費つか（
して陸象山を基是と称し（兵稜山と是を見て

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』 請求記号 862-52
ガラス使用

民と救ふそれも更ふ私すの志のれい行くことして
慎正のへとあらの事ふ一ありまし司馬温公も宝
の徳あるも文政公のり幕外事優の法として来の優
をこ防か極の高き豊年ありて万直かる時ふ冲の
優をかくく上へ買上ふ事四年かりて高直かる時ふ文政
優ともくく上ようとそこ一意ふ事かとするふもいれも
皆ふ年ありても倫優かとふ利の通ふ事かきふ
行かるへきうちてふ天下一流の政かとふ一国ふ行
かへくふしてそれも君国のひて豊かる時の事

かへくの冬の世かふのくふ支社倉ふ一社
くの地に食とふて来をふ蓄へ置をふて是ふ名付
その法来ふ百石を上ようふ倫の文喜の時民かて
すくかき時をを民ふかしふ利益を加へ冬をとうす
このりかき年ふ元利の事をゆるし高あき年
ふ元来半をとうへし納む十四年をを限て其来て
金ふ同と建て元来ふ百石を上へふ倫ふこの石
ありてしふ右の高かはめて是ふ民かうすに
利をとらす只毎ふ志ふ石ふ弗つを

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』　請求記号 862-52
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』　請求記号 862-52

ガラス使用

仍租すゐ人事をそうして往古の名と述伊元の
一高さ七石の収米ハつゐも七
時も年貢の物ふ五屋通
ゐ屋とふ三つふ高百ふ合
元来ゐ指ゐこれと定
貢すハ七ふハ確
必うゐっぬ
月ゐのふ毎日ゐ年の高
ゐ述如ゐの名と告
一納ハ七ゐの物成の内
きゐこと納ゐ
不ゐの屋と合
米百ゐ三ゐ
一ま物ゐれ七ゐの物
ま物ゐれ七ゐの物
つゐの雪ゐ
お高と考ゐ

減ふ納れハ百の綾ふ元伝の商におゐふまくゐゐ
先ず納ゐ物ゐ
ふつゐの雪ゐ
お高と考ゐ

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』　請求記号 862-52
ガラス使用

是ども冬ふいうて利息を加へてそと收めて
きんに為す海すへくそふに
倍
民の好面をもつていれハ甚快味をもつて中過て民力疲弊の根元
家業或ハ倫つへ若干ふ是とうに
他國ふ行ものを止るものとて役ニ當るを者出すふ
ふ而ハつ
等して負民の裕ふかりぬものし
とようこそもんと品つハ必
をようこそ而て大切の仕事ふ
法しや飛して女手たくふ
百ふと対と合て三七百
ふて半ふぬかとふりふ

ありふも出ます民ふりの
してうすへしてを利用かて
なるへしく又ハ道橋の修
かりふも悦ふものあつめすり易と信ふ
扶助の見かりふハを乗ハ者ふ
ふらつへ故士の引我の料ふて
き半物と
ふへしく又を上用ふて月納ふ軍用の個
かりふし

女房衣の社会来をそ作ふきて扶助を
上へ出すふかと指引の事一番と称を付のふりふめらん
ふ為来ふ多くして半を時ても故りふくふ
ふ半ふ多子置て半とめて引翅の料ふまへ
ふへしく一天下の引ふくふ指引ふ外を募てふ共大臣のふ
ふへしく又を上用ふて月納ふ軍用の個
憲廟の時諸侯官中へ民の隊ふ陣ん
時指ふかりへきんなりふてまふ
ふへしく又を上用ふて月納ふ軍用の個

中

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』　請求記号 862-52
ガラス使用

[illegible]ものゝ隔ゝ及ゝ[illegible]ども[illegible]
あつかゝる[illegible]今ゝ面うてく[illegible]
[illegible]人心の治革をかゝてあらふつゝ私力[illegible]
名物かゝ[illegible]今の世の中に譬ゝ[illegible]
治革の右件かゝ一巨の[illegible]
のごとそゝ[illegible]

西徳寺[illegible]七月　三條希昊ハ侍名ハ吾庵也乃先生の弟子の内
の[illegible]の主陽明子と侍ゝて先生の徒つかり

右社倉法大意ハ侍度直方先生の[illegible]て三條希昊
不述ゝ[illegible]ども尚ゝもこれを[illegible]ども[illegible]

家に蔵すとふ

享保[illegible]

一種初かての二年[illegible]寛化天皇の[illegible]社倉の法
の[illegible]ゝ古教ゝ天下の[illegible]ゝて稲[illegible]兼庚者
して[illegible]ふ[illegible]蔵と焼たゝ[illegible]ゝたゝ
石高の事[illegible]ども[illegible]

一[illegible]今[illegible]ていう[illegible]小村[illegible]社倉のおもゝかし
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

地の領い 仰付らるゝ村々社倉
之儀へ願ひ出る社倉米も
願ひ出るをゆるしき事かう
一戸田孫十郎殿 松平冊陽と云の
諡号也 大信ありて
願ひ出る社倉 桔梗屋山務国栄と云人改革の志ありしを
てゐ仰付られ孫十郎殿
しり給ひて 仰付らるゝ
世話いたし 社倉米も
年を経て 仰付らるゝ
一番引 普請地を 場所
作食並ニ 宅地 主馬を
人倫の道と 普請の社倉の三ヶ所を三ヶ所と書き誤りて
教へのうちの平均凡そ 経営の人 一民有の
をとゝのふる用を 有きて
をれ 多民ニ 借し
かりこれを 返
米をのぞき 志ある
多くこゝに 記すにいとまなし
と志さゝゐ 行ひ
一番引 普請地を 場所
作食並ニ 宅地 主馬を
人倫の道と 普請の社倉の三ヶ所を三ヶ所と書き誤りて
教へのうちの平均凡そ 経営の人 一民有の
をとゝのふる用を 有きて
をれ 多民ニ 借し
かりこれを 返

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』　請求記号 862-52
ガラス使用

今かてく共のとかしと悟む（手筆）

一儒廟の祭礼年ふ値り民の板のふ除来いて毎日
（重保手中）
拝をとゝ仰ぎ時々の祭なお
社会の法ふかふ法ふ甲列七人百石のふ前て
法ふ（ふ）上ふとふ（ふ）ふ（ふ）ふ（ふ）

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』 請求記号 862-52
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』 請求記号 862-52

ガラス使用

…れとへい限一ヶ月借し…百姓高限百石…
…過ぎ十ヶ年の後元限を…
…九高…百石…
限れ二貫目
…
…
…
南在い…百姓…
…
…

同一百姓之譬如長子跡札僧
有在兼之父跡人性之如何
かゝる跡同事ハ通用いたし
百姓ハ毎年跡百分ニ
用ゐるものゝ譬如去年一割
利ハ毎春之用捨さもゝ
筆ニ尽しかたし

七箇条之内

跡百分ニ

社倉之内

跡百分ニ

三ヶ一ニ百分ニ

社倉跡之分

寛政之内

跡百分ニ

三ヶ一ニ百分ニ

社倉跡之分

文化之内

跡百分ニ

社倉跡之分

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』 請求記号 862-52

ガラス使用

三口ノ代百九拾二文
世長浪代拾九文ニ
辰着迄
浪百九拾文
三口ノ代三百九拾六文ニ
世長浪代拾九文ニ
巳着迄
浪百九拾文
三口ノ代五百拾二文七厘
午着迄
浪百九拾文
三口ノ代七百七拾七文ニ
世長浪代拾九文ニ
未着迄
浪百九拾文
三口ノ代千四百拾三文七厘
世長浪代拾九文ニ
申着迄
浪百九拾文
三口ノ代千六百拾四文ニ

申答通用

浪百文借文

三日ノ内ニ七百文借ル文ニ而

借ル浪百七借ス文ノ事

商答通用

浪百文借文

三日ノ内ニ利ヲ三借ス文ノ事

借ル浪百三文ノ事

成答通用

浪百文借文

三日ノ内ニ利ヲ三借ス文ノ事

又ハ

引負不埒ニ浪ヲ浪ニ

合ヲ三百文借ス文ニ而

用事ノ事

浪札ノ

引取ニ来ル三百文借ス文ノ事

拾ヶ年後足候浪カノ

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』 請求記号 862-52

ガラス使用

宝暦
六年
丙子ノ

右ニ記ス所ノ者ハ、元禄十年ニ領知ヲ没収セラレ、
其後、浪人ノ身トナリ、
加賀ノ国ニ住ス。

宝暦十三年
癸未二月

右ハ、近頃、社倉ノ事ヲ聞キ、
其ノ法ノ美ナルヲ感ジ、
之ヲ改革シ、
加賀ノ国ニ七十八ヶ所ノ社倉ヲ設ケタリ。
後ノ為ノ為メニ社倉ノ法ヲ記スモノナリ。
其ノ法ハ、
毎年、農民ノ物ヲ借リ受ケ、
之ヲ貸シ与フルニ、
利息ヲ以テシ、
元金ノ儘ニ積ミ置キ、
凶年ノ時ニ至リ、
之ヲ貸シ与フルノ法ナリ。
其ノ詳細ハ、
左ノ如シ。

宝暦十三年

862
52

14300

朱子社倉法　一巻
社倉附考　一巻

右の二冊を合せ
北文會の高
弘庵なる人
編ふ仏者
ものを

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』　請求記号 862-52

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『社倉法大意』 請求記号 862-52

ガラス使用